

技能検定(随時試験)受検案内

-令和 7 年度版-

山梨県職業能力開発協会
技能振興課

はじめに

外国人技能実習生を対象とする技能実習制度において、技能実習生が修得した技能の認定に活用するものとして、技能検定随時試験（以下「検定試験」という。）を都道府県及び指定試験機関が実施しています。

検定試験の実施にあたっては、山梨県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が、監理団体や実習実施者等（以下「受検者側」という。）との間で、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の受検手続支援サイトで受検申請（以下「登録」という。）を行ったうえ、承認された情報に基づいて試験日を決定し実施します。また、特定技能等の技能実習生以外の在留資格の者が受検する場合は、機構の受検手続支援サイトに登録できませんので、受検者側は直接協会へ受検の申込みをする必要があります。

試験の概要

等級区分	試験の程度	対象者
基礎級	基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度	技能実習生であること
随時 3 級	初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	基礎級に合格した者
随時 2 級	中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度	基礎級及び当該検定職種に係る 3 級の 実技試験に合格した者

技能実習の区分	受検級	次号に移行するための必須要件	備考
第一号技能実習	基礎級	学科試験及び実技試験合格	技能実習生は再試験を含め 2 回まで受検可能
第二号技能実習	随時 3 級	実技試験合格	技能実習生は再試験を含め 2 回まで受検可能
第三号技能実習	随時 2 級	-	終了時までの実技試験の受検が必須

合格基準

学科試験では随時 2 級及び随時 3 級は問題数の 65%以上、基礎級は問題数の 60%以上。実技試験では全体の合否基準を 100 点の配点に対し 60 点とし、実技試験の合計得点数がこれに達したものの。ただし、製作等作業試験、判断等試験及び計画立案等作業試験のうち 2 種類以上の試験を行う職種（作業）にあっては、試験ごとの得点数がそれぞれの合否基準点に達していることを要するものとし、製作等作業試験が複数の課題からなり、個々の課題に合否基準が定められている職種（作業）にあっては、個々の課題の得点数がそれぞれの合否基準点に達していることを要するものとする。

試験区分	学科	実技
基礎級	60%以上（12 問以上）／20 問	60 点以上／100 点
随時 3 級	65%以上（20 問以上）／30 問	60 点以上／100 点
随時 2 級	65%以上（33 問以上）／50 問	60 点以上／100 点

実施職種一覧

山梨県では次の表に掲げる試験を実施しています。最新の情報は、中央職業能力開発協会のホームページをご確認ください。

中央職業能力開発協会-技能検定-令和7年度随時実施 各都道府県公示状況

<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html>

受検の流れ

1.受検申込みについて

受検者側は、機構の受検手続支援サイトを通じて受検希望者の情報を登録し、必ず承認を受けてください（受検希望期間 From の3か月前までに機構で承認されている必要があります）。なおかつ、機構への申請は第1号技能実習においては、在留期限の6か月前まで、第2号、第3号技能実習においては在留期限の1年前までに申請し承認されていることが必要です。ただし、条件内で申請をしても、作業によっては、同月内に受検できる人数に限りがあります。受検希望者が多数の場合には、機構に承認された日付順で調整しますので、承認が遅い場合は受検希望期間の要望に添えない場合があります。

2.受検申請書の提出、受検手数料の納付

- (1)協会は内定している試験日のおよそ4か月前に申請書を送付します。受検者側は記載された期限内に以下の書類の提出と受検手数料の納付手続を行ってください。
- (2)協会から送付された申請書(記入上の注意に従い記入)を提出してください。
- (3)在留カードの写し(表・裏)を申請書に貼付してください。
- (4)随時3級においては基礎級の合格証書、随時2級においては随時3級の合格証書または、随時3級実技試験の合格通知書を添付し提出してください。また、再試験を受検する場合は、実技または学科のみの合格通知書の写しを提出してください。
- (5)受検手数料については下記指定口座に、銀行振込にて納入してください。振込手数料はご負担下さい。

銀行名: 山梨中央銀行 支店名: 城南支店 種目: 普通

口座番号: 4 5 3 8 0 4 口座名義: 山梨県職業能力開発協会

- (6)受検手数料(1人あたり) **実技試験: 18,200 円 学科試験: 3,100 円** (法律により**非課税**となっています)

- (7)申請書と受検手数料の振込はほぼ同時に行ってください。

3.試験日程の決定通知について

- (1)協会から受検者側へ書面により試験日の2か月前に試験日通知書と受検通知票を送付します。なお、受検者側の都合による試験日程の変更や延期はできません。
- (2)受検日の通知と併せて実施要領を1部、実技試験問題を受検人数分まとめて監理団体に送付します。実施要領及び実技試験問題が到着次第、監理団体は実習実施者や受検者へ速やかにその資料を配付し、試験の準備や練習を開始するよう案内してください。なお、受検申請書の提出、受検手数料の納付が遅れると実技試験問題等の送付が遅れますので、ご注意ください。また、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトやコピーサービス等で入手した過去の資料で準備や練習されている場合は、協会から配付した資料を必ず確認してください。
- (3)受検当日、試験の準備ができていない場合の日程変更は、再試験扱いとなり、再受検手続を行っていただきます。
- (4)申請書を提出し、受検手数料を納付している場合は、受検手数料を還付することはできません。

4.試験の欠席及びキャンセルについて

- (1)申請書の提出及び受検手数料の納付後に、何らかの事情で検定試験を欠席する場合は、事前に協会へ連絡してください。連絡を受け、欠席届を監理団体へFAXしますので提出してください。
- (2)申請書の提出及び受検手数料の納付前に、何らかの事情で検定試験を取りやめる場合は、事前に協会へ連絡のうえ、実習機構の申請データをキャンセル登録してください。
- (1),(2)いずれの場合も受検手数料の振込が完了している場合は、返金はしませんので注意してください。

5.合否結果登録について

本人の同意に基づき、機構の受検手続支援サイトに試験結果を試験日から概ね1週間以内を目途に結果を登録します。合否の結果を当協会から連絡しませんので、受検手続支援サイトにて合否を確認してください。

6.合格発表について

技能検定に合格された方は、山梨県知事名の合格証書が交付されます。また、随時2級、随時3級に合格された方は、あわせて技能士章が交付されます。学科試験又は実技試験の一部に合格された方は、山梨県職業能力開発協会長名の合格通知が交付されます。合格発表については、上記内容の交付をもって代えさせていただきます。なお、不合格の方への通知はありません。

試験結果の開示について

受検者本人の学科試験及び実技試験の得点については、受検者本人が開示請求することができます。請求方法等については、山梨県産業政策部産業人材課(055-223-1567)までお問い合わせください。

Q&A

Q.協会が指定した試験日時は都合が悪いので、試験日時を変更又は延期できますか。

A.受検者側の都合による試験日時の変更又は延期はできません。

Q.企業で実施する検定試験の当日の流れを教えてください。

A.技能検定委員と当協会の職員が試験実施場所に試験開始時刻の30分前位に訪問します。その後原則として、実技試験を実施した後に引き続き、学科試験を実施します。なお、技能検定委員及び協会職員は車で伺いますので、駐車場のご用意をお願いいたします。学科試験のみの場合は原則として当協会を会場として実施します。

Q.技能検定委員を選定する必要がありますか。

A.技能検定委員は協会にて選定します。監理団体もしくは受入企業で選定する必要はありません。

Q.試験の前後に技能検定委員又は協会職員に対し受検に関して参考となる情報や助言、試験結果等を尋ねることはできますか。

A.受検に関する参考情報、助言、試験結果等をお答えすることはできません。お尋ねになることはご遠慮ください。

Q.試験中や採点中に、受検者以外の者（監理団体等の通訳者等）が試験会場内に入れますか。

A.試験中は受検者のみ会場内に入場できます。また、採点中は受検者も入場することはできません。なお、実技試験中のみ使用設備の保安上の理由等で受入企業等の者の同席が必要な場合は、技能検定委員までご相談ください。

Q.受検者以外の立入が制限される試験会場内はどの範囲になりますか。

A.試験日当日に技能検定委員より指示があります。

Q.試験会場での試験風景や採点の様子等を撮影・録画・録音することはできますか。

A.試験中の作業風景や採点の様子等の撮影や、録画・録音することはできません。撮影や録画・録音を行っていることが判明した場合は、当該試験は不正行為があったものとして処理しますのでご注意ください。

Q.実施要領や実技試験問題は PDF 等に変換して関係者へ配付しても良いですか。

A. 実施要領や実技試験問題の表紙には「禁転載複製」が記載されています。著作権は、中央職業能力開発協会に帰属しますので中央職業能力開発協会の許可なく複製、二次使用等することはできません。

Q. 学科試験会場の準備はどうすればよいですか。

A. 受検者1名につき机1つをご用意いただくなど、隣の受検者の解答が見えないように準備をお願いします。試験中のメモ、録音、撮影などは禁止しております。また、会場の外に試験問題の読み上げの声が聞こえないよう試験会場の選定に当たって配慮をお願いします。なお、防犯カメラが設置されている部屋は、試験会場として使用できません。

Q.実技試験の材料等の準備はどうすればよいですか。

A. 受検者側で機材・工具・材料等の準備や試験会場の確保等が必要となります。試験問題送付状及び受検通知書に記載されているものを準備してください。一部の作業については、中央幹旋材料もありますので、協会に問い合わせのうえ、必要に応じてお申し込みください。材料、設備等に不備や不足がある場合は、検定委員の判断により、受検できない場合があります。その場合、再度受検手数料をご入金いただき、受検日を再調整します。

Q. 試験に遅刻した場合はどうなりますか。

A. 他の受検者もいるため、開始時刻になったら予定通り試験は開始します。なお、試験途中から受検を開始しても終了時刻の変更はありません。また、当日欠席や遅刻となる場合は、すみやかに当協会までご連絡ください。

Q. 実施要領・実技試験問題に記載された物が準備できない場合は、代替品でも可能ですか。

A. 実施要領・実技試験問題で指示された以外のものを使用することは認められておりません。なお、指定以外の材料等を準備している場合は、技能検定委員の判断により試験を実施しない場合もあります。準備された物が指定された物であって、正しく準備できているか実習実施者や監理団体で必ず確認してください。

Q.再試験を希望する場合は、どのように手続を行えばよいですか。

A.再試験を希望する場合は、機構等へ登録する前に必ず協会へ実施について事前の相談をしていただく必要があります。なお、学科の再試験においては、月に1回学科再試験日（職種問わず）を設定しております。お問い合わせの際に日程をご案内します。その後、機構の受検手続支援サイト等を通じて登録、承認を受けた後は、協会から申請書を送付しますので、速やかに申請書の提出と受検手数料の振込を行ってください。